第三十七条第六項中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十六条第八項中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十条とし、第二章第八節中第三十五条を第三十九条とし、第三十四条を第三十八条とする。

第三十三条第二項中「第三十五条」を「第三十九条」に改め、同条を第三十七条とし、第三十二条を第三十六条とする。

第二章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節　異常気象等時における措置

（異常気象等時における航行制限等）

第三十二条　海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常な気象又は海象（以下「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

一　当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。

二　当該海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。

三　当該海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該海域内における移動を命じ、又は当該海域から退去することを命ずること。

2　海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要があると認めるときは、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等）

第三十三条　海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶（第四条本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該海域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2　前項の規定により情報を提供する期間は、海上保安庁長官がこれを公示する。

3　異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告）

第三十四条　海上保安庁長官は、異常気象等により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

（協議会）

第三十五条　海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　海上保安庁長官

二　関係地方行政機関の長

三　船舶の運航に関係する者その他の海上保安庁長官が必要と認める者

3　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（港則法の一部改正）

第二条　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条―第二十条」を「第十一条―第十九条」に、「第二十一条―第二十三条」を「第二十条―第二十二条」に、「第二十四条―第二十六条」を「第二十三条―第二十五条」に、「第二十七条―第三十条の二」を「第二十六条―第三十条」に、「第四十八条」を「第四十九条―第五十四条」を「第五十一条―第五十六条」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「第十条及び第二十三条」を「第九条及び第二十二条」に、「第五条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第十二条の前の見出しを削り、第三章中同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして「（航路）」を付する。

第十三条中「左の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（航法）」を付し、第十四条の二を第十四条とする。

第十九条第一項中「第十四条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第二十条を削り、第四章中第二十一条を第二十条とする。

第二十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「差支がない」を「差し支えない」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同条第四項中「境界附近」を「境界付近」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第一項中「これ」を「これら」に改め、同条第二項中「境界附近」を「境界付近」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「虞」を「おそれ」に改め、第五章中同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条中「境界附近」を「境界付近」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条を第二十五条とし、第六章中第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「（火災警報）」を付する。

第三十条の二中「見易い」を「見やすい」に改め、同条を第三十条とする。

第四十条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第五十四条中「第五十条第四号若しくは第五号又は第五十二条第二号若しくは第三号」を「第五十二条第二項又は第五十四条第二項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十三条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第五十五条とし、第五十二条を削る。